喀痰吸引制度の概要・・・平成２４年４月より、「社会福祉法及び介護福祉法の一部改正」により、一定の研修を受けた介護職員等においては、医療や看護の連携による安全確保が図られていること等、一定の条件の下で、医療行為である喀痰吸引等の行為を実施できることになった。

介護事業所・・・・登録事業所・・・医療ケアをサービスとして提供する場合「登録事業所」の申請が必要（都道府県に対し）

「登録適合書類チェックリスト」（医師の指示書。利用者の状態について医師、看護師による確認。 医療従事者と介護職員との役割分担等。喀痰吸引等実施計画書。実施報告書。緊急時の連絡方法。実地研修まで修了した介護職員による業務。安全委員会の設置。安全性確保のための研修体制の確保。喀痰吸引実施のための必要な備品、衛生面備品の管理方法の規定。利用者、家族への説明・同意書。秘密保持）

↑ 所属する必要

介護職員等・・・・認定特定行為業務従事者認定証・・日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示のもとに行われるもの。

↓

↓ 研修の受講が必要

↓

○ 喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）

○ 経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）

※ 法的には、医療行為の位置づけ

喀痰吸引等研修・・・登録研修機関

研修名	医療行為の種類	研　修　内　容		実地研修
第一号 不特定の 者	1. 口腔内のたんの吸引 2. 鼻腔内のたんの吸引 3. 気管カニューレ内部の喀痰吸引 4. 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 5. 経鼻経管栄養	基本研修　講義 ５０Ｈ ＋ 演習　各行為のシミュレーター演習 ※ 知識の確認（筆記試験）	実地研修 ※ 指導看護師等による指導・評価	第一・二号不特定研修 （たんの吸引）口腔：１０回以上 鼻腔：２０回以上 気管カニューレ内部：２０回以上 （経管栄養）胃ろう・腸ろう：２０回以上 経鼻経管：２０回以上
第二号 不特定の 者	1. 2. 4. 喀痰吸引（口腔内及び鼻腔内のみ） 経管栄養（胃ろう及び腸ろうのみ）	第一号に同じ ※ 知識の確認（筆記試験）	実地研修 （気管カニューレ内部の吸引及び経鼻経管栄養を除く） ※指導看護師等による指導・評価	
第三号 特定の者	利用者ごと 実地研修を重視した医療行為	基本研修　演習 講義及び演習　９Ｈ ※重度訪問介護従事者養成研修と併せて行う場合には、20.5 時間 ※ 知識の確認（筆記試験）	現場演習・実地研修 ※特定の者に対する必要な行為についてのみ。 ※指導看護師等による指導・評価	第三号特定研修 特定の者を対象に 看護師による評価により、 問題ないと評価されるまで

喀痰吸引等研修修了 → 「修了証」取得 → 登録事業所 → 都道府県への申請 → 「認定特定行為業務従事者認定証」取得